

埼玉県がCO₂削減のための 設備導入補助金の募集を開始します!!

埼玉県が、県内の大規模事業者向けに、「CO₂排出削減設備」の導入補助金の募集を6月から開始しますので、以下にご紹介します。

1 補助対象事業

県内の大規模事業所が実施するCO₂排出量の削減に資する設備導入費用の一部を、埼玉県が補助するものです。例えば、以下のような設備更新が対象となります。

- 重油等から都市ガス等への燃料転換によるCO₂削減
- ヒートポンプ導入によるCO₂削減
- コージェネレーション設備導入によるCO₂削減
- 高効率熱源等の導入によるCO₂削減 など

2 補助対象経費

CO₂排出量削減設備の導入に必要な機器費及び工事費が対象です。

補助対象経費の3分の1又は上限額2千万円までが補助されます。

(ただし、撤去費、移設費などは対象外です。)

なお、予算総額は1億4千万円です。

3 補助を受けるための主な条件

- 補助金申請までに、基準排出量を検証済みか、検証機関と「契約締結済」であること。
- 6月3日(月)～7月1日(月)[必着・厳守]までに県に交付申請すること。
- 交付決定後(7月下旬)に着工し、平成26年3月3日までに工事・支払を完了すること。

詳しくは、同封しましたリーフレットをご覧ください。

排出量検証のご相談につきましては弊社まで、是非ともお気軽にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

一般財団法人日本ガス機器検査協会

JIA-QAセンター 環境検証室 鈴木 裕・宮本 等

TEL 03-3586-1686 FAX 03-5570-9566

E-mail : jia-qa.ghg@jia-page.or.jp ホームページ <http://www.jia-page.or.jp/>

平成25年度 埼玉県事業者向け CO₂排出削減設備導入補助金のご案内



県内に所在する事業所において実施するCO₂排出量の削減に資する設備導入費用の一部を県が補助する事業です。

1. 概要

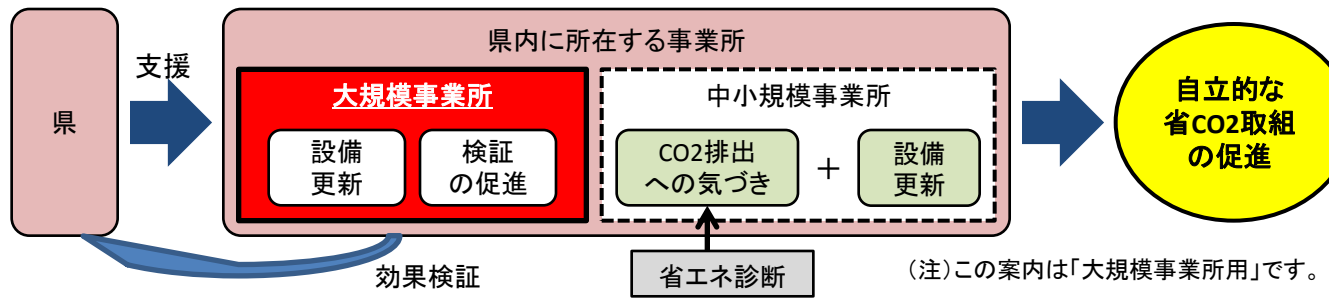
本県で実施する目標設定型排出量取引制度に基づく大規模事業所において、当該制度における削減目標を達成するに当たり、対象となる事業所でCO₂排出量の削減に資する設備を導入する場合に、その費用の一部を県が補助します。

[平成24年度補助との主な変更点]

- ✓ 補助対象事業は、CO₂排出削減設備単体でのご申請が可能です。
- ✓ 補助対象経費に対する補助率を1/4から1/3に引き上げます。
- ✓ 基準排出量に係る検証を条件とします。

※大規模事業所とは、エネルギー使用量(原油換算値)が3年連続で1,500キロリットル以上の事業所です。

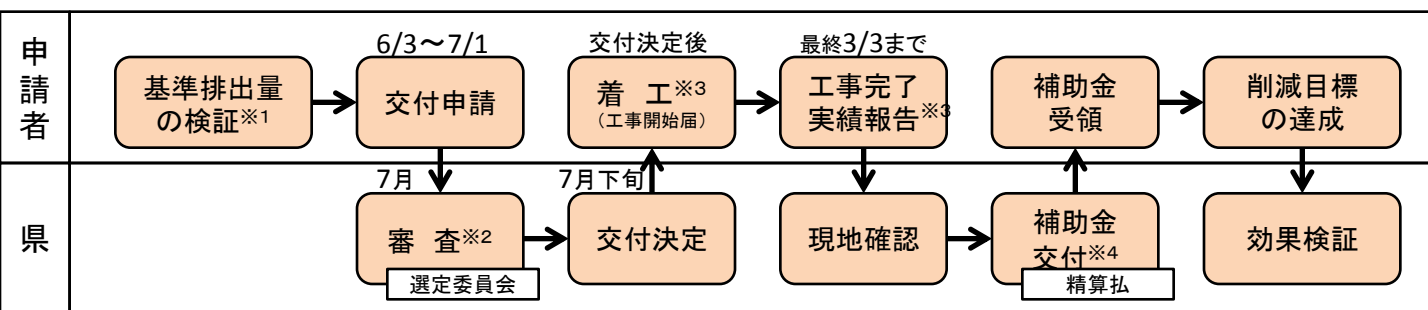
[事業の全体スキーム]



2. 事業フロー

申請受付期間

平成25年6月3日(月)～7月1日(月)まで [必着・厳守]



※1 基準排出量の検証は、交付申請前までに検証済又は登録検証機関との契約締結を行っていただきます。

※2 審査は、外部有識者による選定委員会を設置し、その審査を経て交付・不交付の決定をします。

※3 工事の着工は、補助金の交付決定以後となりますので、ご注意ください。

※4 実績報告は、事業完了後30日以内又は平成26年3月3日(月)までのいずれか早い時期に、領収書など施工業者へのお支払い完了を証明する書類等を添付して、提出していただきます。

※5 補助金の支払いは、精算払いとなります。

3. 対象者

次の事業所を所有又は使用し、対象事業所内で対象設備を所有する者

(1) 目標設定型排出量取引制度に定める大規模事業所※

※ エネルギー使用量(原油換算値)が3年連続で年間1,500キロリットル以上の県内事業所

(2) (1)の事業所の一部を構成する事業所であって、1事業所単独でエネルギー使用量(原油換算値)が、直近3か年度(2010-2012)連続で年間1,500キロリットル以上の県内事業所

4. 対象経費

CO2排出量削減に資する設備※の導入に伴う機器費及び工事費
※ 対象事業所全体で整備前よりCO2排出量が削減されるものを対象とします。

[導入例]

- ・ボイラー等の燃料転換
- ・照明設備・空調設備等の効率化
- ・高効率熱源等の導入
- ・熱源の分散装置
- ・コジェネレーション設備導入
- ・インバータ制御の導入
- ・再生可能エネルギー利用設備(全量売電を除く)の導入

- ✓ 補助対象経費のうち、過剰なもの、汎用性のあるもの、予備若しくは将来用のもの又は本事業以外においても使用することを目的としたもの、中古設備の導入、居住用途への導入、車両の購入等は、対象外とします。
- ✓ 撤去費、移設費、処分費、消費税及び地方消費税等は補助対象外とします。

(注1) 照明の球替えなどの消耗品や部品交換などの修繕等は、補助対象経費となりません。

(注2) 自社製品、自社施工、関連会社の調達分(施工含む)は、利益等排除後の経費のみを対象経費とします。

5. 補助率等

補助対象経費の3分の1以内 又は 上限額20,000千円以内 [予算額140,000千円]
(10,000円未満切捨て)

(注) 国その他の補助金を活用する場合は、その補助金額を除いた額が対象経費となります。

6. 選定

- ▶ 外部有識者による選定委員会の審査を経て、予算の範囲内で交付決定又は不交付決定を行います。
- ▶ 選定に当たっては、**費用対効果の高い申請を優先**します。
※費用対効果は、「CO2排出削減量(法定耐用年数相当)1トン当たりの補助金額」で算出した額とします。
- ▶ 目標設定型排出量取引制度における**優良事業所(トップレベル又は準トップレベル)に向けた取組を優先**します。

7. 補助の主な条件

- (1) 目標設定型排出量取引制度における**基準排出量の検証**を受けなければならない。
※補助金の交付申請前までに検証済又は登録検証機関との契約締結をすること。
- (2) 目標設置型排出量取引制度における**削減目標を達成**するものとします。
- (3) 事業実施の成果として、事業計画による**CO2削減効果を約束**するものとします。
- (4) 補助事業実施の結果、エネルギー使用量(原油換算値)が年間1,500キロリットル以下となった場合においても、平成31年度まで地球温暖化対策計画を提出していただきます。

8. 申請に必要な書類 ※2部(正本1部・副本1部)ご提出ください。

交付申請書(様式第1号)に次の書類を添付して、**直接持参又は郵送**にてご申請いただきます。

①事業計画書(様式第2号)	⑦法人県民税・法人事業税の納税証明書(原本1部、発行後3ヶ月以内)
②見積書の写し(原則2者以上、発行後3ヶ月以内)	
③導入機器のカタログ等	⑧決算報告書の写し(直近1年分)
④現況設備の写真	⑨基準排出量の検証結果報告書の写し(表紙のみ)又は登録検証機関との契約書の写し
⑤図面(全体配置図、導入機器据付図等)	
⑥商業登記簿謄本(原本1部、発行後3ヶ月以内)	⑩賃貸借契約書の写し(対象事業所の所有者でない場合)

※①事業計画書は電子データをEメールでも提出していただけます。 ※必要に応じて、別途書類を提出していただく場合があります。

[指定様式は、埼玉県ホームページからダウンロードできます。]

埼玉県HP: <http://www.pref.saitama.lg.jp/page/co2sakugenshien2013.html>

(問い合わせ先) **埼玉県環境部温暖化対策課 計画制度・排出量取引担当**

住所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 電話 048-830-3021 FAX 048-830-4777

E-mail a3030-03@pref.saitama.lg.jp